

新宿区省エネルギー及び創エネルギー機器等導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化につながる温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギー及び創エネルギー機器等（以下「機器等」という。）を、新宿区内（以下「区内」という。）において導入した者に対し、新宿区（以下「区」という。）が補助金を交付することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 建築物の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置をいう。
- (2) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 電動式ヒートポンプユニット及び貯湯ユニットから構成される給湯器をいう。
- (3) 家庭用燃料電池 都市ガスから水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電させる燃料電池方式のコージェネレーションシステムで、発電のときに発生する熱を利用した給湯器をいう。
- (4) 高反射率塗装 既存建物の屋上や屋根に塗料を塗布することによって、太陽光線を効率よく反射して、屋上や室内に熱をためにくくするものをいう。
- (5) 断熱窓 住宅における既存の窓について、外窓交換、ガラス交換又は内窓を設置することにより断熱性能を高めるものをいう。
- (6) 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムをいう。
- (7) LED照明 発光ダイオードを使用した照明設備をいう。誘導灯・非常灯を含む。
- (8) 高効率空調設備 東京都の中小企業向け省エネ促進税制の対象機器として指定を受けている空調設備であって、一般的に少ないエネルギーで大きな冷暖房能力を引き出すことができるものをいう。
- (9) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業者のうち、区内に事業所を所有し、若しくは所有しようとする者又は区内で事業を営む者をいう。
- (10) 管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合又は同条第4号に規定する管理者をいう。
- (11) 個人住宅 住所として登録している区内の建築物（集合住宅等の専有部を含む。）をいう。
- (12) 集合住宅 2以上の住戸を有し、共用部に係る電気契約がある区内の建築物をいう。
- (13) 完了日 施工と支払のいずれも完了した日をいう。

(補助対象機器等の要件及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる機器等の要件及び補助金額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 機器等の要件にあつては個人住宅、集合住宅又は事業所の区分ごとに別表第1に定めるところとし、補助金額にあつては第5条に規定する補助対象経費と同表の補助金額の欄に掲げる額（事業所用のLED照明又は高効率空調設備に係る補助金の交付を申請する者であつて、当該申請時に再生可能エネルギー電力を導入し、又は非化石証書若しくはグリーン電力証書を調達しているもの（以下「再エネ電力導入済等事業者」という。）にあつては、同欄に掲げる額に別表第2の補助上限引き上げ額の欄に掲げる額を加算した額）とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金額については、1つの機器等につき1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (2) 導入する機器等は、未使用品であること。中古品やリース機器は対象外とする。
- (3) 集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合は、集合住宅共用部に電力を供給すること。
- (4) 集合住宅にLED照明を設置する場合は、集合住宅共用部の機器等を対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 個人住宅用
区内に住所を有する者で、当該住宅（賃貸住宅及び所有者が複数いる場合にあつては、当該住宅の所有者から当該機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に自ら使用する目的で機器等を設置又は施工し、支払まで完了していること。
- (2) 集合住宅用
ア 区内に集合住宅を所有している中小企業者等で、当該集合住宅（所有者が複数いる場合にあつては、当該集合住宅の所有者から機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に機器等を設置又は施工し、支払まで完了していること。
イ 区内にある集合住宅において、当該集合住宅に機器等を設置又は施工し、支払まで完了した管理組合等であること。
- (3) 事業所用
中小企業者等で、区内の事業所（賃貸事業所及び使用貸借事業所にあつては、その所有者から当該機器等の設置について同意を得ているものに限る。）に補助対象機器等を設置し、又は施工し、支払まで完了

していること。ただし、法人事業税又は個人事業税を滞納している場合は、対象外とする。

- 2 施工完了日と支払完了日の間は1年以内であること。
- 3 過去に新宿区省エネルギー及び創エネルギー機器等導入補助金交付要綱に基づく同一の補助対象機器等の補助を受けていないこと。

(補助対象経費の範囲)

第5条 補助対象経費は、機器等の設置又は施工に要した消費税抜きの経費とする。その範囲は、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用とする。

- 2 他の補助金制度への申請等により、補助金交付額の合計金額が補助対象経費を上回る場合は、補助対象経費を上限に補助金額を減額する。
- 3 クーポン、ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）、振興券、手形、小切手、電子債権、仮想通貨等、法定通貨以外での支払分は補助対象経費から除外する。
- 4 補助対象経費の支払に伴いポイント等が付与された場合は、そのポイント等を現金に換算し、これに相当する金額を補助対象経費から減額する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施工及び支払の完了後に、補助金交付申請書（第1号様式）及び施工完了証明書（第2号様式）に、別表第3及び別表第4（再エネ電力導入済等事業者にあつては、別表第3から別表第5まで）に掲げる書類を全て揃えて、申請期間内に環境対策課に到着するよう提出しなければならない。

- 2 申請期間は、完了日の属する年度の申請受付開始日から終了日までとする。日付については別に区長が定める。
- 3 申請期間中に、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了する。

(交付決定)

第7条 区長は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付決定通知書（第3号様式）又は補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(手続代行者)

第8条 申請者は、第6条の補助金交付申請について、対象機器等を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きを依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。
- 3 区長は、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対して代行の停止を求めることができる。

(補助金の請求)

第9条 第7条の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（第5号様式）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第10条 区長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 国・都・その他補助金額の変更によって区の補助金額に減額が生じたとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 区長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第6号様式）により速やかに通知する。また既に補助金が交付されているときは、返還命令通知書（第7号様式）にて期限を定めてその返還を命じるものとする。

(調査等)

第11条 区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は、自ら調査を実施することができる。

(協力)

第12条 区長は、この要綱による補助を受けて機器等を設置又は施工した者に対し、必要に応じて個々に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(特例措置)

第13条 前年度の補助要件に基づき行った施工で、完了日が申請年度となった場合、補助要件に前年度から変更等があった場合には、前年度補助要件に基づき処理を行うこととする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めのない事項は、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）の定めるもののほか、環境清掃部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象機器等及び補助要件 (条件を全て満たすもの)	補助金額 (1,000円未満切り捨て)
個人住宅	<p>●太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの</p>	1kWあたり100,000円(※1) (上限300,000円)
	<p>●CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率(ふろ保温機能あり)が2.8以上のもの、又はJIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率(ふろ保温機能なし)が2.9以上のもの ※ただし、次に掲げる機器については年間給湯効率、又は年間給湯保温効率が2.7以上であること ①薄型2缶タイプ ②角型1缶タイプ ③容量が200ℓ以下の小容量タイプ(一体型タイプ含む) ④多機能タイプ</p>	定額100,000円
	<p>●家庭用燃料電池(エネファーム) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの</p>	定額100,000円
	<p>●高反射率塗装(屋根又は屋上) (1)JISK5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有する塗料を用いていること(※2) (2)居室上の屋根、屋上部分について施工すること(屋根・屋上立ち上がり部分を含む。天窓部分は除く。)</p>	施工面積1㎡あたり 2,000円(※3) (上限200,000円)
	<p>●断熱窓 (1)既設窓の改修であること (2)外窓交換、内窓設置又はガラス交換であること (3)一室単位での施工であること (4)熱貫流率が4.65W/㎡・K以下に改善されること</p>	施工経費(税抜)の25% (上限100,000円)
<p>●蓄電池システム (1)一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの、又は同等と認めるものであること (2)太陽光発電システム、又は家庭用燃料電池(エネファーム)と常時接続されていること</p>	蓄電容量1kWhあたり 10,000円(※4) (上限100,000円)	
集合住宅	<p>●太陽光発電システム 個人住宅と同要件 ※集合住宅用太陽光発電システムの設置は、電力を共用部分等に系統連携する場合のみ対象</p>	1kWあたり100,000円(※1) (上限300,000円)
	<p>●共用部LED照明 (1)照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) (2)既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、以下は対象外とする。 ・LED照明器具からLED照明器具への交換 ・既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること ・既設照明器具の一部を改造する工事 (3)消費電力が同等以下の機器への交換であること。</p>	施工経費(税抜)の50% (上限300,000円)
事業所	<p>●太陽光発電システム 個人住宅と同要件 ※事業所用太陽光発電システムの設置は、電力を事業所に系統連携する場合のみ対象</p>	1kWあたり100,000円(※1) (上限800,000円)
	<p>●LED照明 集合住宅と同要件</p>	施工経費(税抜)の50% (上限500,000円)
	<p>●高効率空調設備 エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機 (1)東京都の中小企業向け省エネ促進税対象機器となっているもの (2)従来機からの交換であること(APF(通年エネルギー消費効率)が同等以上の機器への交換であること)</p>	施工経費(税抜)の50% (上限500,000円)

※1 kWは小数点第三位以下を切り捨てとする。

※2 日射反射率とは、第三者機関によって以下の試験方法・仕様に基づき測定されたものとする。

(1) 試験方法

JIS K5602（塗膜反射率の求め方）に従うものとする。

ただし、以前 JIS R3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)又は JIS A5759 (建築窓ガラス用フィルム)に従って、測定・算出した資料があれば、その結果を使用することができる。

(2) 試験体仕様

溶融亜鉛メッキ鋼版 50mm×50mm (厚さ 1mm) に灰色 (JIS Z8102:2001(物体色の色名に基づく)N6(マンセル表色系で明度が 6 の無彩色)の塗料を各メーカーの定める仕様に基づき塗布したもの。

注：ただし、試験体仕様と異なる色の塗料等については、当該塗料等と同等の製造技術により製造された塗料等が上記(1)及び(2)に定める方法により測定された結果をもって、当該塗料等の測定結果と推定する。

※3 施工面積は見積書等に記載された数値とし、㎡は小数点第三位以下を切り捨てとする。

※4 蓄電容量は一般社団法人 環境共創イニシアチブが認定した蓄電容量とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

区分	補助対象機器等	補助上限引き上げ額
事業所	●LED照明	100,000 円
	●高効率空調設備	200,000 円

別表第 3 (第 6 条関係)

区分			提出書類
個人	集合	事業所	機器の設置又は施工に係る領収書の写し ※支払日・領収日必須 (宛名・宛先が申請者と同一であり、見積書の金額と一致しているもの)
個人	集合	事業所	国・都・その他補助金を併用する場合は、決定通知書などその内容及び補助金額が確定していることがわかるものの写し
個人	集合	事業所	施工に係る見積書及び内訳書の写し (宛名・宛先が申請者と同一であり、機器のメーカー、型番、個数等の記載があるもの)
個人	集合	事業所	補助要件を満たしていることが確認できる機器等のパンフレット等 (必要部分のみ印刷で可)
個人			施工した住宅に住所を有していることが証明できるものの写し (マイナンバーカード(住所記載面)や運転免許証の写し(両面)、住民票等現住所が印字されている公的な証明書) ※住民票等の公的な証明書は、3か月以内に発行されたものに限る
個人			賃貸住宅・共同所有等の場合は、住宅所有者の同意書 ※施工完了日以前の日付のもの
	集合	事業所	以下の(1)・(2)のいずれか (管理組合等又は賃貸事業所の場合は(2)のみ) (1)発行後 3 か月以内の不動産(建物)の登記簿謄本(現在事項証明書、又は履歴事項証明書)の写し (2)発行後 3 か月以内の公共料金の「お知らせ」等の写し ※申請者の住所・名称及び使用場所、発行者名の記載があること ※集合住宅の場合は共用部分、事業所の場合は設置部分に係るものであることがわかること ※公共料金の払いを申請者でない者(管理会社や建物所有者等)が行っている場合は経緯のわかる資料(委託契約書等)の写しも添付
	集合		管理組合等 機器の設置に係る決議書、又はこれに代わるもの ※施工完了日以前の日付のもの
	集合	事業所	中小企業者等 最新の決算年度の法人事業税、又は個人事業税の納税証明書の写し ※個人事業税が非課税の場合は、直近の確定申告書の写し
	集合	事業所	中小企業者等 所有者が複数いる事業所・集合住宅に設置する場合には、当該事業所・集合住宅の他の所有者からの機器等を設置することについての同意書 ※施工完了日以前の日付のもの
		事業所	中小企業者等 賃貸事業所及び使用貸借事業所である場合には、当該事業所の所有者からの機器等を設置することについての同意書 ※施工完了日以前の日付のもの

別表第4 (第6条関係)

区分	添付書類
個人住宅	<p>●太陽光発電システム (1)一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料 ※パンフレット等に明記されている場合は省略可 (2)施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)</p>
	<p>●CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) (1)施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)</p>
	<p>●家庭用燃料電池(エネファーム) (1)一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録済の機種であることが確認できる資料 (2)施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)</p>
	<p>●高反射率塗装(屋根又は屋上) (1)施工面積(屋根、屋上部分)の確認ができる図面(手書き可)※天窗部分は施工面積に含めない(見積書に記載された施工面積の算出計算式及び計算式に使用した数値の記載があるもの) (2)施工完了後の写真</p>
	<p>●断熱窓 (1)窓の位置及び数量が確認できる図面(手書き可) (2)施工完了後の写真 (3)断熱窓の出荷証明書等(事業者名、現場名、出荷日、品名の記載があるもの)</p>
	<p>●蓄電池システム (1)一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定している機器であること、又は同等であることが確認できる資料 (2)太陽光発電システム、又はエネファームが設置されていることが確認できる写真 ※蓄電池システムと同時に設置する場合は不要 (3)施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)</p>
集合住宅	<p>●太陽光発電システム (1)一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料 ※パンフレット等に明記されている場合は省略可 (2)共用部への接続図面(手書き可) (3)施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)</p>
	<p>●共用部LED照明 (1)取り付けたすべての機器の内容が確認できる書類(施工完了証明書裏面に交換機器内容を記載)</p>
事業所	<p>●太陽光発電システム (1)一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料 ※パンフレット等に明記されている場合は省略可 (2)事業所への接続図面(手書き可) (3)施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)</p>
	<p>●LED照明 (1)取り付けたすべての機器の内容が確認できる書類(施工完了証明書裏面に交換機器内容を記載)</p>
	<p>●高効率空調設備 (1)東京都の中小企業向け省エネ促進税対象機器であることが確認できる資料 (2)取り付けたすべての機器の内容が確認できる書類(施工完了証明書裏面に交換機器内容を記載) (3)施工完了後の写真(室内機・室外機両方、設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)</p>

別表第5 (第6条関係)

区分	添付書類
事業所	<p>●LED照明 ●高効率空調設備 以下の(1)・(2)・(3)のいずれか (1)以下の①・②の両方 ①再生可能エネルギー電力を導入していることがわかる電力会社との契約書の写し ②利用状況のわかる発行後3ヶ月以内の請求書または「お知らせ」等の写し (2)太陽光発電システムを事業所に導入している事のわかる資料(契約書・図面・写真等)の写し (3)証書有効期限内の非化石証書権利確定済高証明書の写し、またはグリーン電力証書の写し及び利用期間が年度内であることがわかる資料等の写し</p>